

青梅市公共交通協議会規約

(名称)

第 1 条 この協議会は、青梅市公共交通協議会（以下「協議会」という。）という。

(事務所)

第 2 条 協議会は、事務所を東京都青梅市東青梅 1 丁目 1 1 番地の 1（青梅市役所内）に置く。

(目的)

第 3 条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）第 6 条第 1 項の規定にもとづき、青梅市における地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）の作成および形成計画の実施に関し必要な協議を行うことを目的とする。

(業務)

第 4 条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 持続可能な地域公共交通網の形成に資する取組に関すること。
- (2) 形成計画の策定および変更の協議に関すること。
- (3) 形成計画の実施の協議に関すること。
- (4) 形成計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (5) 前 4 号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第 5 条 協議会は、会長、座長および委員をもって組織する。

(会長および座長)

第 6 条 会長は、次条に規定する委員の中から、互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 4 座長は、次条に規定する委員の中から、会長が指名する。
- 5 座長は、協議会の議事運営を統括する。
- 6 座長に事故があるとき、または座長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(協議会の委員)

第7条 協議会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 青梅市長が指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者が指名する者
- (3) 一般乗用旅客自動車運送事業者の代表者が指名する者
- (4) 東日本旅客鉄道株式会社八王子支社長が指名する者
- (5) 道路管理者が指名する者
- (6) 警視庁青梅警察署長が指名する者
- (7) 青梅市民の代表者
- (8) 青梅市内の商業関係団体の代表者
- (9) 国土交通省関東運輸局東京運輸支局長が指名する者
- (10) 学識経験者その他協議会が必要と認める者

(委員の任期)

第8条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠または増員による任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

(会議)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、座長が議長となる。

2 会議は委員の過半数の出席をもって成立し、会議の議決方法は、座長を除く出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

3 会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められる協議については、非公開とする。

4 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、または会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

5 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第10条 協議会で協議が調った事項については、委員は、その協議結果を尊重しなければならない。

(分科会)

第 1 1 条 第 4 条各号に掲げる事項について専門的な調査および検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、協議会が別に定める。

(事務局)

第 1 2 条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、青梅市公共交通担当課に置く。

3 事務局に事務局長および事務局員を置き、協議会が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

(経費の負担)

第 1 3 条 協議会の運営に要する経費は、青梅市その他団体等からの補助金その他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第 1 4 条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

(監査)

第 1 5 条 協議会に監査委員を置き、第 7 条に規定する委員の中から、互選によりこれを定める。

2 会長または座長は、監査委員を兼ねることはできない。

3 監査委員は、協議会の出納監査を行い、その結果を会議で報告しなければならない。

(報償金)

第 1 6 条 協議会は会長、座長、監査委員および委員ならびに第 9 条第 4 項の規定により会議に出席した者に対し、報償金および費用弁償を支給することができる。

2 報償金および費用弁償に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

(規約の変更)

第 1 7 条 この規約を変更する場合には、協議会の承認を経るものとする。

(協議会が解散した場合の措置)

第 1 8 条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算し、監査委員であった者に報

告する。

(補則)

第 19 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

付 則

この規約は、平成 23 年 8 月 22 日から施行する。

付 則

この規約の一部改正は、平成 25 年 8 月 22 日から施行する。

付 則

この規約の一部改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規約の一部改正は、平成 26 年 11 月 20 日から施行する。